

心地よい生活空間の創生

豊かな住生活の実現 第1節

住生活の安定の確保及び向上の促進

本格的な少子高齢社会の到来、人口・世帯数の減少、厳しい雇用・所得環境等の社会経済情勢の変 化や、住生活を支えるサービスに対するニーズ等を踏まえ、平成23年3月に閣議決定した、23年度 から32年度を計画年度とする新たな住生活基本計画(全国計画)に基づき、①安全・安心で豊かな 住生活を支える生活環境の構築、②住宅の適正な管理及び再生、③多様な居住ニーズが適切に実現さ れる住宅市場の環境整備、④住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保という4つの目標 の達成に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進している。

(1) 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図るため、大規模な地震等に備え、住宅・建築物の耐震改 修等を促進するとともに、高齢者が安心できる住まいを確保するため、医療・介護・住宅が連携した 「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進している。また、低炭素社会の実現に向けて、住宅の 省エネルギー性能の向上、地域材の利用等を進めている。

さらに、街なか居住の推進等により住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を 図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図ってい る。

(2) 住宅の適正な管理及び再生

マンションのストック戸数は約579万戸(平成23年末現在)に達し、国民の重要な居住形態と なっているが、適切な維持管理や再生を推進していく上での様々な課題への対応が必要となってい る。

マンションストックを有効に活用していくために、「持続可能社会における既存共同住宅ストック の再生に向けた勉強会」を開催し、共同住宅の再生の技術情報や個別技術シート集を取りまとめ、公 表した。

また、マンションの適正な維持管理を促進するため、「マンションの新たな管理ルールに関する検 討会」を開催し、専門家を活用した管理方式、災害等緊急時の意思決定ルール、反社会的勢力排除規 定等について検討を行っている。

さらに、老朽マンションについては、その改修及び建替えが円滑に行われるよう、補助、融資、税 制措置等の支援措置を講じている。「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」については、建 替組合設立の認可等の権限をすべての市へ委譲した。なお、同法を活用したマンション建替事業の認 可実績は、全国で65件となっている(24年10月1日現在累計)。

(3) 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備 ①既存住宅が円滑に活用される市場の整備

中古住宅・リフォームトータルプラン(平成24年3月)に基づき、既存住宅が円滑に活用される 市場の整備として、以下の取組みを推進した。

また、25年3月より「中古住宅の流通促進・活用に関する研究会」を開催し、中古住宅の流通促 進に向けた制度等について検討を行っている。

(ア) 消費者が安心してリフォームができる市場環境の整備 住宅リフォームを検討する消費者は、費用や事業者選びに関して不安を有しており、これを取り除 くことが住宅リフォーム市場の拡大には必要である。

このため、具体的な見積書についての相談を行う「住まいるダイヤル」((公財)住宅リフォーム・ 紛争処理支援センター)における「リフォーム無料見積チェック制度」や各地の弁護士会における 「無料専門家相談制度」等の取組みを進めている。平成24年度はリフォーム見積チェックが535件、 リフォーム工事に関する無料専門家相談が722件となっている。

リフォーム工事費用に関する情報提供の充実等を図るため、「住まいるダイヤル」において、24年 6月に、消費者がリフォームの見積書を自分でチェックするときのポイントを取りまとめた「リ フォーム見積書セルフチェックのポイント | 及び地方公共団体等が住宅リフォーム工事の価格等に係 る消費者からの相談に対応する際のマニュアルとして取りまとめた「リフォーム見積相談対応マニュ アル」を公開し、周知・普及を図った。

さらに、トラブル防止とトラブル時の消費者支援を図るため、「住まいるダイヤル」において25年 3月7日に、相談業務を通じて得た情報を元に事案の内容や消費者へのアドバイスを公表した。

また、消費者が安心してリフォームができるよう、施工中の検査と欠陥への保証がセットになった リフォーム瑕疵保険制度の24年度の加入申込件数は2.625件、マンション大規模修繕工事を対象と した大規模修繕工事瑕疵保険制度の同年度の加入申込件数は495棟となっている。

なお、事業者が保険に加入するには、建設業許可の有無や実績等の条件を満たした上で、住宅瑕疵 担保責任保険法人に事業者登録をする必要があり、登録された事業者は(一社)住宅瑕疵担保責任保 険協会のホームページで公開されるため、消費者は事業者選びの参考とすることができる。 (イ) 消費者が安心して中古住宅を取得できる市場環境の整備

中古住宅購入を検討する消費者は、その品質や性能に不安を有しており、これを取り除くことが中 古住宅流通市場の拡大には必要である。

このため、消費者が中古住宅の取引時点の物件の状態・品質を把握できるよう、第三者が客観的に 住宅の検査・調査を行うインスペクションの普及促進を図るため、既存住宅インスペクション・ガイ ドライン検討会において、建築士等の資格を有する者の活用等検査・調査を行う者の技術的能力の確 保や検査・調査の項目・方法等のあり方について検討を行っている。

また、消費者が安心して中古住宅の取得ができるよう、検査と欠陥への保証がセットになった既存 住宅売買瑕疵保険制度の24年度の加入申込件数は、2.177件となっている。同年度には、中古マン ションの1戸毎の売買に対応した既存住宅売買瑕疵保険を創設し、消費者及び事業者の利用しやすい 中古住宅の売買に係る保険商品を開発した。

なお、消費者は、リフォーム瑕疵保険と同様に登録事業者をホームページで検索し、事業者選びの 参考とすることができる。

第 5 章

心地よい生活空間の創生

(ウ) 消費者ニーズに対応した魅力ある中古住宅流通・リフォーム市場の整備

リフォーム市場を活性化するためには、魅力あるリフォーム市場の形成を図っていく必要がある。 このため、平成24年度は、大規模小売店舗、住宅フェア、リフォームショールーム等において、消 費者向けセミナーを全国で56回実施し、13.491名の参加者にリフォームの魅力や気を付けるべきポ イントを説明した。

また、消費者が自らの居住の用に供するため、既存住宅を取得し、リフォームを行う場合や分譲共 同住宅の大規模修繕工事に際して、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、履歴 情報の登録・蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部に対して補助を行う既存住宅流通・ リフォーム推進事業を実施し、住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通活性化を図った。

②将来にわたり活用される良質なストックの形成

(ア) 住宅の品質確保

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、新築住宅の基本構造部分に係る10年間の瑕疵 田保責任を義務付けるとともに、新築住宅及び既存住宅に対し、耐震性、省エネ対策、シックハウス 対策等、住宅の基本的な性能を客観的に評価し、表示する住宅性能表示制度を実施している。平成 24年度の実績は、設計図書の段階で評価した設計住宅性能評価書の交付が202.960戸、現場検査を 経て評価した建設住宅性能評価書(新築住宅)の交付が168.942戸、建設住宅性能評価書(既存住 宅)の交付が372戸となっている。

建設住宅性能評価を受けた住宅に係る紛争については、指定住宅紛争処理機関である全国各地の弁 護士会が裁判によらず迅速かつ適正な処理を図ることとしており、住宅紛争処理支援センターがその 支援業務を行っている。同センターは、住宅に関する様々な相談も受け付けている。24年度の実績 は、指定住宅紛争処理機関における紛争処理の申請受付件数29件、同センターの相談受付件数 20.629件となっている。

(イ) 住宅の長寿命化への取組み

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用し続 けることができるよう、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備 えた住宅(「長期優良住宅」)の普及を図っている(平成24年度認定戸数:107.449戸)。

(ウ) 木造住宅の振興

国民の約8割が木造住宅を志向する^{注1}など、国民の木造住宅に対するニーズを踏まえ、良質な木造 住宅ストックの形成を図るため、地域材等資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者からなる グループによる、木造の長期優良住宅の建設に対する支援を行っているほか、木造住宅の建設等に係 る人材育成に対する支援を行っている。

③多様な居住ニーズに応じた住宅の確保と需給の不適合の解消

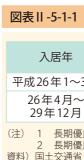
(ア)住宅金融

民間金融機関による相対的に低利な長期・固定金利住宅ローンの供給を支援するため、(独)住宅 金融支援機構では証券化支援業務を行っている。当業務には、民間金融機関の住宅ローン債権を集約 し証券化するフラット35(買取型)と民間金融機関自らがオリジネーター^{1/2}となって行う証券化を 支援するフラット35(保証型)があり、フラット35(買取型)における平成25年3月末までの実 績は、買取申請件数752,215件、買取件数527,972件で、333の金融機関が参加している。また、 フラット35(保証型)における25年3月末までの実績は、付保申請件数19.518件、付保件数 12,257件で、5金融機関が参加している。

証券化支援業務の対象となる住宅については、耐久性等の技術基準を定め、物件検査を行うことで 住宅の質の確保を図るとともに、証券化支援業務の枠組みを活用し、耐震性、省エネルギー性、バリ アフリー性及び耐久性・可変性の4つの性能のうち、いずれかの基準を満たした住宅の取得に係る当 初5年間(長期優良住宅等については当初10年間)の融資金利を引き下げるフラット35Sを実施し ている。なお、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度当初予算において、東日本大震災からの 復興及び住宅の省CO。対策を推進するため、省エネルギー性の優れた住宅を取得する場合のフラット 35Sの当初5年間の金利引下げ幅を0.3%から、東日本大震災の被災地においては1.0%、被災地以外 の地域においては0.7%に拡大する対策を実施した(24年10月まで)。

また、同機構は、災害復興住宅融資やサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資等、政策的に重要でか つ民間金融機関では対応が困難な分野について、直接融資業務を行っている。 (イ) 住宅税制

消費税率の引上げに伴う一時の税負 担の増加による影響を平準化し、及び 緩和する観点から、平成25年度税制 改正において、住宅ローン減税、投資 型減税、リフォーム減税等が延長・拡 充された。



また、住宅ローン減税の延長・拡充 措置を講じてもなお効果が限定的な所

得層に対しては、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から適切な給付措置を講じ、 29年末まで一貫して、消費税負担増をかなりの程度緩和する給付措置を講ずることとされた。

(ウ) 賃貸住宅市場の整備

賃貸住宅市場においては、戸建て住宅、マンション等の持家ストックの賃貸化等を通じたストックの 質の向上を図るため、定期借家制度の普及、サブリース事業^注の適正化等の環境整備に取り組んでいる。

(4) 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 ①公的賃貸住宅等の供給

住宅に困窮する低額所得者に対し地方公共団体が供給する公営住宅を的確に供給すると共に、各地 域における居住の安定に特に配慮が必要な高齢者等の世帯を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進 するため、公営住宅を補完する制度として地域優良賃貸住宅制度を位置付け、公的賃貸住宅等の整備 等や家賃の減額に要する費用に対する助成を行っている。

また、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する住宅セーフティネットを確保するた め、全国のハローワークと連携の下、離職者が利用可能な公営住宅や(独)都市再生機構賃貸住宅等 の関連情報の一元的提供を行うワンストップサービスの推進や社会資本整備総合交付金を活用した家 賃助成等の取組みの推進等、離職者の居住安定確保に向けた対策を講じている。

注 賃貸住宅管理会社が建物所有者(家主)等から建物を転貸目的で賃借し、自ら転貸人となって転借人に賃貸する事業

心地

よい

	控除率	控除期間	最大控除額	住民税からの 控除上限額
~3月	1.0%	10年	200万円 (注)1	9.75万円
~ ⊟	1.0%	10年	400万円 (注)2	13.65万円

図表 || -5-1-1 住宅ローン減税制度の概要(平成 26年~29年)

長期優良住宅、低炭素住宅は、300万円 長期優良住宅、低炭素住宅は、500万円

第5章

注1 内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成23年)

注2 資産流動化の仕組みにおいて流動化の対象となる資産を保有している企業。オリジネーターは、債権や不動産などの資 産を特定目的会社に譲渡するなどして資産を証券化することで資金調達を行う。

図表 || -5-1-2 公的賃貸住宅等の趣旨と実績

	趣旨	管理戸数		
公営住宅	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で良質な賃貸住宅を供給	約217万戸 (平成23年度)		
改良住宅	不良住宅地区の住環境改善等に伴い、住宅に困窮する従前居住者向けの公的賃貸住宅を供給	約15万戸 (平成23年度)		
都市再生機構 賃貸住宅	大都市地域において、住宅市街地の整備と併せ、民間事業者による十分 な供給が困難なファミリー向け賃貸住宅等を中心として、職住が近接し た良質な賃貸住宅を供給(なお、平成14年度より民間事業者によるファ ミリー向け賃貸住宅等の供給を支援する民間供給支援型賃貸住宅制度を 実施)	約76万戸 (平成23年度)		
公社賃貸住宅	地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、良質な賃貸住宅を供給	約13万戸 (平成23年度)		
地域優良賃貸住宅	民間の土地所有者等に対し、整備費等及び家賃減額のための助成を行い、 高齢者世帯、子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅を供給	 特定優良賃貸住宅等約14万戸(平成23年度) 高齢者向け優良賃貸住宅等約3.1万戸(平成23年度) 		
(注) 1 都市車生機構が管理する賃貸住字戸数には、高齢者向け優良賃貸住字等を含む。				

公社賃貸住宅の管理戸数には、特定優良賃貸住宅等及び高齢者向け優良賃貸住宅等を含まない

平成19年度に、特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編して、地域優良賃貸住宅制度を創設した。

2民間賃貸住宅の活用

資料) 国十 示 诵 省

民間賃貸住宅のセーフティネット機能の向上を図る観点から、地方公共団体、不動産関係団体、居 住支援団体等により構成される居住支援協議会を通じ、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等が民 間賃貸住宅へ円滑に入居することができるようにするため、住宅の情報提供等の居住支援を行うこと としている。

良好な宅地の供給及び活用

(1) 地価の動向

平成25年地価公示(1月1日時点)の結果は、全国的に依然として下落を示したが、下落率は縮 小し、上昇・横ばいの地点も大幅に増加するなど、一部地域において回復傾向が見られる。また、半 年ごとの地価動向を都道府県地価調査(7月1日時点)との共通の調査地点で見ると、前半に比べ後 半は下落率が縮小している。

東日本大震災の被災地では、被災の程度により差があるが、復旧事業の進捗や浸水を免れた高台の 住宅地等に対する移転需要が高まり、地価の上昇地点が見られ、岩手県と宮城県は、上昇となった被 災市町村が複数見られた。福島県は、前年より大幅に下落率が縮小した。

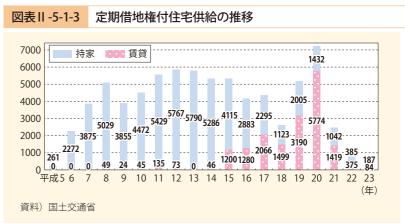
(2) 宅地供給の現状と課題

新規宅地の大量供給を促進する従来の施策を転換し、人口・世帯の動向を踏まえた宅地施策を推進 している。具体的には、(独)都市再生機構のニュータウン事業では既に着手済みの事業のみを行っ ている。また、宅地開発に関連して必要となる公共施設の整備を支援するほか、税制の特例等によ り、良好な居住環境を備えた宅地の供給を促進している。

(3) 定期借地権の活用

借地契約の更新が無く、定められた契約期間で確定的に借地契約が終了する定期借地権は、良好な 住宅取得を低廉な負担で実現する上で有効な制度であり、定期借地権付住宅は、平成23年末までに

70,000戸以上が供給されている。 なお、同制度の円滑な普及に向け た条件整備として、保証金、権利金 に次ぐ第三の一時金方式である前払 賃料方式の税務上の取扱いの明確化 等を行っている。



(4) ニュータウンの再生

計画開発住宅市街地(ニュータウ ン)については、住宅や施設の老朽

化、居住者の高齢化や小世帯化に伴って生じる機能更新等の課題に対応し、良好なストックとして引 き続き活用する必要がある。 また、ニュータウンの再生に資するよう、エリアマネジメント^注に関する情報提供を行っている。

快適な生活環境の実現

都市公園等の整備及び良好な都市環境の形成

(1)都市公園等の整備状況と機能充実に向けた取組み

都市公園等は、国民の多様なニーズに対応するための基幹的な施設で あり、①避難地等となる防災公園の整備による安全・安心な都市づく り、②少子・高齢化に対応した安心・安全なコミュニティの拠点づく り、③循環型社会の構築、地球環境問題への対応に資する良好な自然的 環境の保全・創出、④地域の個性を活かした観光振興や地域間の交流・ 連携のための拠点づくりなどに重点を置き、国営公園、防災公園等の整 備や古都及び緑地の保全を、効率的かつ計画的に実施している。

平成23年度末現在の都市公園等整備状況は、101.111箇所、 資料) 国営備北丘陵公園 119.016haとなっており、一人当たり都市公園等面積は約9.9m²となっ ている。また、国営公園については、同年度の年間利用者数が約3.199万人(国民の4.0人に1人) となっており、24年度は17箇所で整備及び維持管理を行っている。

(2) 緑豊かな都市環境の形成

地球温暖化対策や生物多様性保全等の地球環境問題への適切な対応及び良好な自然的環境の保全と 創出による緑豊かな都市環境の実現を目指し、市町村が策定する緑地の保全や緑化の推進に関する基 本的な計画である「緑の基本計画」等に基づき、都市緑化及び緑地保全を推進している。また、緑豊 かな都市公園の整備を推進するとともに、建築行為等の規制や土地の買入れにより樹林地等の保全を 図る特別緑地保全地区や契約に基づき市民に緑地を公開する市民緑地制度等の活用により緑地の保全 を図っている。さらに、社会資本整備総合交付金等により、これらの取組みを総合的に支援するとと

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み

第 5 章

心地よい

生活空間の創生



もに、道路・河川等との事業間連携を進め、水と緑のネットワークの形成を図っているほか、緑化地 域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により、民有地の緑化を推進している。

そのほか、全国「みどりの愛護」の集いなどの普及啓発活動を実施するとともに、緑化を進める 方々への各種表彰制度や、企業自らの緑化・緑地保全に対する取組みを評価・認証するなど、様々な 施策を展開して普及啓発を推進している。

歩行者・自転車優先の道づくりの推進 2

①人優先の安全・安心な歩行空間の形成

安全・安心な社会の実現を図るためには、歩行者の安全を確保し、人優先の安全・安心な歩行空間 を形成することが重要である。特に通学路について、学校や保護者、警察等と連携して実施した緊急 合同点検の結果等を踏まえ、歩道整備、路肩のカラー舗装、防護柵設置等の対策を実施することによ り、子どもの安全・安心を確保する取組みを推進している。

安全で快適な自転車利用環境の創出

平成22年3月時点で、自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通 行空間の延長は約3.000kmとわずかである上、自動車の駐停車等により自転車の通行が阻害される など、道路の現況は自転車の車道通行にとって数々の問題を含んでいる。このような中、警察庁と共 同で検討委員会を開催し、24年4月同委員会より提言がなされた。同年11月、同提言を踏まえ、各 地域において道路管理者等が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進め られるよう、警察庁と共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定し、その周知 を図るなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進している。

③質の高い歩行空間の形成

歩くことを通じた健康の増進や魅力ある地域づくりのため、豊かな景観・自然、歴史的事物等を結 ぶ質の高い歩行空間を形成するウォーキング・トレイル事業により歩行者専用道路及び休憩施設の整 備等を支援している。

④わかりやすい道案内の推進

地理に不案内な歩行者等に対して、目的地へのわかりやすい道案内に取り組んでいる。

⑤柔軟な道路管理制度の構築

自動車交通の一層の円滑化と安全に加え、安全な歩行空間としての機能や地域のにぎわい・交流の 場としての機能等の道路が有する多様な機能を発揮し、沿道住民等のニーズに即した柔軟な道路管理 ができるよう、(ア)指定市以外の市町村による国道又は都道府県道の歩道の新設等の特例、(イ)市 町村による歩行安全改築の要請制度、(ウ)NPO等が設置する並木、街灯等に係る道路占用の特例、 (エ) 道路と沿道施設を一体的に管理するための道路外利便施設の管理の特例等を実施している。

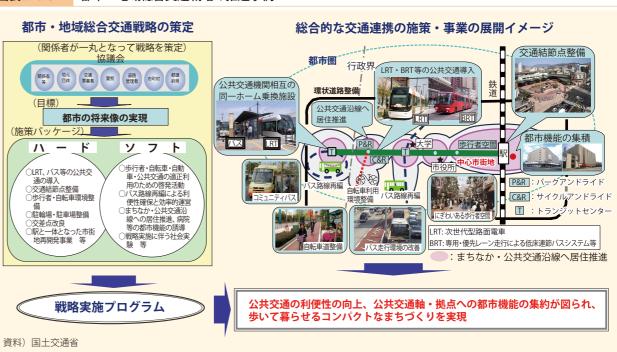
■利便性の高い交通の実現 第3節

(1)都市・地域における総合交通戦略の推進

安全で円滑な交通が確保された集約型のまちづくりを実現するためには、自転車、鉄道、バス等の 輸送モード別、事業者別ではなく、利用者の立場でモードを横断的にとらえる必要がある。このた め、地方公共団体が公共交通事業者等の関係者からなる協議会を設立し、協議会において目指すべき 都市・地域の将来像と提供すべき交通サービス等を明確にした上で、必要となる交通施策や実施プロ

グラム等を内容とする「都市・地域総合交通戦略」を策定(平成25年3月末時点で77都市で策定・ 策定中)し、関係者がそれぞれの責任の下、施策・事業を実行する仕組みを構築することが必要であ る。国は、同戦略に基づき実施されるLRT^{注1}等の整備等、交通事業とまちづくりが連携した総合的 かつ戦略的な交通施策の推進を支援することとしている。

図表||-5-3-1 都市・地域総合交通戦略の推進事例



(2) 渋滞緩和に向けたTDM等の推進

自動車交通の状況や道路交通の混雑を解決する処方せんは都市ごとに異なるものであるが、 TDM^{注2}は都市の特性に応じて措置ができる施策であり、総合的かつ効果的なTDMの普及を推進して いる。朝夕のラッシュ時等に発生している渋滞を緩和するために、道路ネットワークの整備、ボトル ネックの解消等の交通容量拡大策に加え、バスロケーションシステムの導入等の公共交通機関の利用 促進策や、パークアンドライド^{注3}、時差通勤等のTDM施策を実施している。また、地域によっては、 バス路線マップや個別冊子を住民に配布することで、自動車の使い方の見直しを促し、公共交通を有 効に使うモビリティマネジメント^{注4}を実施している。

(3) 公共交通の利用環境改善に向けた取組み

地域の公共交通について、バリアフリー化されたまちづくりの一環として、より制約の少ないシス テムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために、地域公共交通確保維持改善事業によ り、LRT、BRT、ICカードの導入等を支援している。平成24年度においては、福井鉄道等で低床式

- などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム
- 率的利用、発生源の調整等により、交通需要量を調整(=交通行動を調整)する手法
- **注3** 交通混雑緩和のため自動車を都市郊外の駐車場に駐車し(パーク)、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え(ライド)、 目的地に入るシステム
- 注4 一人一人のモビリティ(移動)が、個人的にも社会的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通・自転車等を 適切に利用する方向)へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策

第5章

心地よい生活空間の創生

注1 Light Rail Transitの略で、低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性

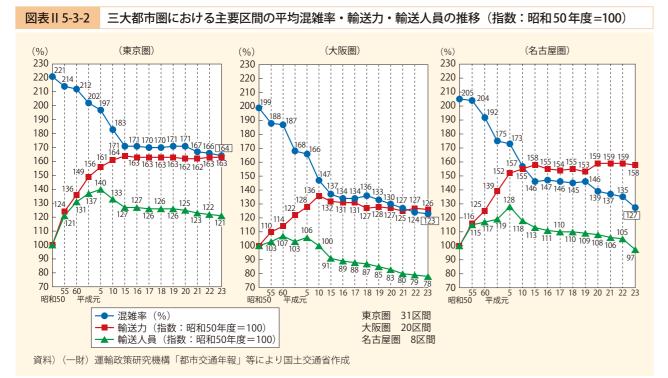
注2 都市又は地域レベルの道路交通混雑を緩和するため、道路利用者の時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効

車両の導入が行われている。

(4) 都市鉄道ネットワークの充実

都市鉄道ネットワークは、輸送力増強による混雑緩和を主眼とした整備が進められてきた結果、相 当程度拡充されてきた。その結果、大都市圏における鉄道の通勤・通学時の混雑は少子高齢化の進展 等と相まって低下傾向にあるが、一部の路線では混雑率が180%を超えるなど依然として高く、引き 続き混雑緩和に取り組む必要がある。このため、特定都市鉄道整備積立金制度を活用した小田急小田 原線複々線化工事や東急東横線改良工事を進めている。

また、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しつつ、速達性の向上や交通結節機能の高度化を図 ることを目的とする「都市鉄道等利便増進法」を活用し、相鉄・JR直通線や相鉄・東急直通線等の 整備を進め、利用者利便を増進するなど、都市鉄道ネットワークの一層の充実を図っている。



(5) 都市モノレール・新交通システム・LRTの整備

少子高齢化に対応した交通弱者のモビリティの確保を図るととも に、都市内交通の円滑化、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化の観 点から公共交通機関への利用転換を促進するため、LRT等の整備を推 進している。平成24年度は、鹿児島市電(鹿児島市交通局)におい て、ヒートアイランド現象の緩和、走行騒音の低減等を図るため、路 面電車の軌道敷に芝生を張る軌道緑化事業が行われている。



軌道緑化 (鹿児島市電)



(6) バスの利便性の向上

バスについては、バスを中心としたまちづくりを推進するオムニバスタウンの整備をはじめ、公共 車両優先システム (PTPS) やバスレーン等を活用した定時性・速達性の向上、バスの位置情報を提 供するバスロケーションシステム、円滑な乗降を可能とするICカードシステムの導入等を行い、利 便性の向上を図っている。

(7) 既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化 ①多様で弾力的な料金施策の実施

物流の効率化や地域の観光 振興を図るため、高速道路の 利便増進事業として、平日の 全時間帯に3割引以上や、土 日祝日に普通車以下を対象に 終日5割引等を実施した。 ②スマートインターチェンジ

既存の高速道路ネットワー

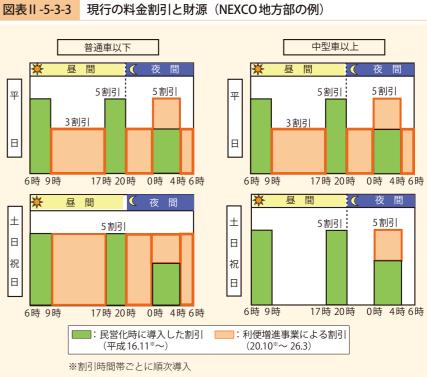
クを有効に活用し、地域経済

の活性化や渋滞の軽減等を図

るため、スマートインター

の整備等の促進

いる。



チェンジの整備等を促進して

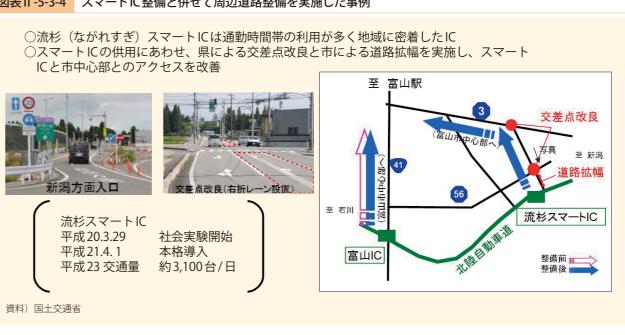
 ・我が国の高速道路IC間隔 は約10kmで、欧米諸国の 2倍程度

 一定規模以上^注の工場の約 5割がICの5km圏内に存在

・スマートICは、現在64箇所で供用中、30箇所で事業中(平成25年3月末時点)

図表II-5-3-4 スマートIC整備と併せて周辺道路整備を実施した事例

ICと市中心部とのアクセスを改善



注 工場又は研究所を建設する目的をもって、1,000平方メートル以上の用地を取得したもの(工場立地動向調査より)

創生

資料)国土交通省